

**\*\*\* 埋蔵文化財発掘の届出について \*\*\***

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地(古墳・遺跡等)において土木工事等を行う際には、土地を発掘(掘削)しようとするものは、発掘(掘削)に着手する日の**60日前までに**文化庁長官に届け出なければならないとされています。(文化財保護法第93条第1項、文化財保護法施行令)

第 号  
令和 年 月 日

様

住 所

氏名等

印

### 埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したい  
ので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、  
別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり届出します。

## 別記 1

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地にかかる遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者)の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
7. 当該土木工事等の施行担当者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

### 【添付書類】

1. 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図(1万分の1以上の精度で工事箇所が確認できるもの。A4版を基本とするもの)
2. 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面(A4版を基本とするもの)

## 別記

9 3 条第 1 項

1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )		
遺跡の名称	員 数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 宅地造成 個人住宅 分譲住宅 共同住宅 兼用住宅 その他住宅 工場 店舗 その他建物 ( ) 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道 下水道 電話通信 農業基盤 農業関係 土砂採取 その他開発 ( )		
工事の概要	最大掘削深度GL- _____ m 盛土(有・無)最大GL+ _____ m 地盤改良(有・無) 浄化槽等(有・無) 既存基礎の解体(有・無) 基礎構造 _____ 幅・径 _____ m 建築面積に対して _____ %		
6. 工事主体者	氏名等：		
	住所：		
7. 施工責任者	氏 名：		
	住所：		
8. 着手時期	令和 年 月 日	9. 終了時期	令和 年 月 日
10. 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ( )
---------	------------------------

- [注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。  
 ② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、  
 該当項目のない場合は ( ) 内に記入。  
 ③ 指導事項欄は本山町で記入。